

2014 年度（平成 26 年度）金沢大学 人間社会学域 法学類 編入学試験問題  
(2013 年 9 月 3 日実施)

【小論文】(9 時から 11 時まで)

問 1

以下の事実に関連して生じる法的又は社会的問題について、30 行（解答用紙 1 枚）以内で論じなさい。

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）の第 4 条（a）は、「人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動」などを、「法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること」を義務づけている。また、同条（b）は、「人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること」を国家の義務としている。

日本は、人種差別撤廃条約を批准する際に、「日本国憲法の下における集会、結社および表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する」と宣言した。人種差別や民族憎悪を扇動する言論や行動を犯罪として処罰する法を特別に定めた国がある一方で、日本はそのような立法措置はとっていない。

<出題の趣旨と講評>

問 1 は、法学・政治学を学ぶ上で重要である論理的思考能力と、社会問題への関心の高さを測る意図で出題した。問題文で挙げられた事実は、ヘイトスピーチに関する。差別・排除の意図で民族や人種等の属性に対し憎悪や敵意を表明する行為である「ヘイトスピーチ」は、近年、日本国内でも論争となり、新聞等でも取り上げられており、このような社会問題を認識しているか問う問題である。

ヘイトスピーチに関して論じる場合、表現の自由など基本的人権との抵触が法的な論点としてあるが、他にも、そもそも法の役割とは何か、表現の自由や言論の自由といった人権はなぜ保護されるのかという原理論、「どのように人権は保護されるのか」という視点や、国内法（憲法や刑法）と国際法との対比など、多様な議論展開が可能である。また、民主主義の原理を論じたり、民衆扇動の一形態として選挙や政党活動の中で利用されてきた歴史的又は政治的問題点や、国際社会と国内社会のギャップを論じるなど、政治学的にも社会学的にも論じることもできるであろう。

採点においては、法的問題又は社会的問題のいずれを取り上げるか、どのような視点で論じるかは受験者の自由に任せられ、その選択や結論的見解により評価が異なることはない。また、条約と憲法の上下関係や表現の自由の規制に関する学説の対立や判例など、高度な専門知識までは要求されていない。どのような論点・視点・結論であろうとも、論理的かつ説得的に論じることができているかを重視した。すなわち、論旨が一貫しているか、自らの見解に適切な根拠を挙げることができているか、論理展開や説明が十分かつ効果的で説得力あるものとなっているか、という点に着目して採点を行った。

## 問2

次の文章を読み、下記の(1)(2)(3)に答えなさい。

[中山信弘『著作権法』(有斐閣、2007年)343-345頁より一部改変の上抜粋]

- (1) 下線部(A)について、「既得権」という用語をそのまま使わずに、筆者が摘示している仕組みを噛み砕いて、2行以内で説明しなさい。
- (2) 下線部(B)について、「インセンティブ」という用語をそのまま使わずに、筆者が「理論的に」主張しようとしている内容を噛み砕いて、3行以内で説明しなさい。
- (3) 著作権の保護期間延長について、賛成か、反対か。条件付きであっても、またどちらの結論であっても差し支えないが、多面的な利害関係を検討している上記文章を踏まえつつ、具体例として何か身近な著作物を1つ挙げながら、あなたの立場を20行以内で述べなさい。

### <出題の趣旨と講評>

1：本問は、講義や演習発表で参照されるような、比較的読みやすい概説書ないし教科書を素材に、著作権の保護期間延長の是非を問う問題である。①行間を読むなど、筆者の説明内容を把握できているかどうか、②大学生として知っておくべき一般用語を理解し説明できるかどうか、③本文の内容を参照しつつも、自らの立場を論理的に主張できるかどうか、という能力を測った。

2：各設問についての解説と講評は、次の通り。

- (1) 「既得権」とは、新聞等の報道でよく見聞きする用語で、公法・私法が規定する具体的な「権利」ではない。現行制度ですでに何らかの利益や恩恵を獲得している地位を指す。既得権者は、業界団体を形成したり資金を提供したりするなど、自己の地位(既得権益)を容易に手放さぬよう政府等に働きかけ、政策や立法に大きな影響を及ぼすことがある。著作権者に不利となるような保護期間の短縮化という改正は、読者や利用者の利益の確保とは裏腹に、相当の困難が予想される。
- (2) 「インセンティブ」とは、刺激や誘因という意味で、努力した者に相応の報酬や地位を与えるなど、経済合理性に基づいた法制度の設計や政策決定の場面で有効とされているキーワードである。やはり報道などで接する機会も増えており、本問では本文にある「創作意欲」の刺激がこれにあたる。例えば、物故者にいくら報酬を与えても物理的に新作を期待することはできず、公表済み著作物を更に手厚く保護しても創作意欲の増大に直結するとは言い難く、理屈としては、現在ないし未来の創作者(著作物)だけを対象に刺激を与える制度設計で足りる、という趣旨であろう。
- (3) (a)ある程度多面的に、一定の論拠をもって賛否を論じているかどうか、(b)論理的に破たんしていないかどうか、(c)筆者の主張・論調をそのまま引き写すのではなく、身近な著作物を例にとって具体的に検討しているかどうか、という点に着目した。映画・マンガ・音楽・絵画・応用ソフトなど、具体例はさまざまであった。侵害行為に対する有効性の観点から懐疑的に議論するもの、貿易や地域経済活性化など他の政策との関連性、パロディへの波及効果、などにも言及する回答があった。なお、賛否の割合は、1対3で反対論が多く、条件付きの形で検討を試みる回答もいくつか見られた。

**【面接】（13時から15 時まで）**

受験生自身が関心を有している最近の法的・政治的な社会問題を挙げてもらい、それについて質疑応答をすることで、当該問題の正確な内容を理解しているか、自分の意見を論理的に主張できるか、相手の質問に的確に答えることができるか、といった点を確認するとともに、場合によっては志望理由書の内容についても質問を行った。